

令和 5 年

西条市議会第 6 回 1 2 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 92 号	令和5年度西条市一般会計補正予算（第6回） について	別冊
議案第 93 号	令和5年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第2回）について	〃
議案第 94 号	令和5年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第2回）について	〃
議案第 95 号	工事請負契約の締結について	1
議案第 96 号	西条市総合体育館等の指定管理者の指定につい て	5
議案第 97 号	愛媛県市町総合事務組合理約の変更について	9
議案第 98 号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団 体からの脱退に伴う財産処分について	13
議案第 99 号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	17
議案第 100 号	西条市適応指導教室設置条例の一部を改正する 条例について	23
議案第 101 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	27
議案第 102 号	西条市下水道条例及び西条市公共下水道事業受 益者負担に関する条例の一部を改正する条例に ついて	33
議案第 103 号	西条市港湾施設設置及び管理条例等の一部を改 正する条例について	39
議案第 104 号	西条市消防団条例の一部を改正する条例につい て	45
議案第 105 号	西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例を 廃止する条例について	49
報告第 21 号	市道東ひうち1号線の道路の段差による物損事 故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処 分について	53

議案第 9 5 号

工事請負契約の締結について

西教総工第 8 号小松小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 契約の目的
西教総工第8号
小松小学校施設長寿命化事業の内 建築主体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約の金額
666,600,000円
- 4 契約の相手方
愛媛県西条市三津屋190番地1
安藤工業株式会社
代表取締役社長 安藤善太

提案理由

西教総工第8号小松小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 9 6 号

西条市総合体育館等の指定管理者の指定について

西条市総合体育館等の指定管理者を次のように指定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市総合体育館	西条市ひうち1番地3 西条市スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人西条市スポーツ協会 会長 田邊 重義	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
西条市ひうち体育館		
西条市ひうち球場		
西条市ひうち陸上競技場		
西条市西条運動公園総合プール		
西条市東予運動公園野球場		
ビバ・スポルティアS A I J O		
西条市東予運動公園多目的広場		
西条市東予運動公園球技場		
西条市東予運動公園テニスコート		
西条市東予運動公園海浜広場		
西条市東予運動公園プール		
西条市西条市民公園テニスコート		
西条市西条市民公園多目的広場		
西条市東予体育館		
西条市丹原B & G海洋センター		

提案理由

西条市総合体育館等の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 97 号

愛媛県市町総合事務組合同規約の変更について

令和 6 年 3 月 31 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

西条市長 玉井 敏久

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合同規約（平成17年4月1日愛媛県指令17市第9号許可）
の一部を次のように改正する。

別表第2第4項の構成団体の欄中「大洲市」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

愛媛県市町総合事務組合同規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 98 号

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産
処分について

令和 6 年 3 月 31 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

西条市長 玉井 敏久

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産
処分について

日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る大洲市の一切の財産については、令和6年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

提案理由

愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 99 号

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

西条市長 玉井 敏久

西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西条市国民健康保険税条例（平成16年西条市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯</u></p> <p><u>に地方税法施行令第56条の89第4</u></p> <p><u>項に規定する出産被保険者（以下「出</u></p> <p><u>産被保険者」という。）が属する場合</u></p> <p><u>における当該納税義務者に対して課す</u></p> <p><u>る所得割額及び被保険者均等割額（第</u></p> <p><u>1項に規定する金額を減額するものと</u></p> <p><u>した場合にあっては、その減額後の被</u></p> <p><u>保険者均等割額）は、当該所得割額及</u></p> <p><u>び被保険者均等割額から、次の各号に</u></p> <p><u>掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号</u></p> <p><u>に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係</u></p> <p><u>る基礎課税額の所得割額 当該出産</u></p> <p><u>被保険者につき第3条の規定により</u></p> <p><u>算定した所得割額の12分の1の額</u></p> <p><u>に、当該出産被保険者の出産の予定</u></p> <p><u>日（地方税法施行規則第24条の3</u></p> <p><u>0の5に定める場合には、出産の</u></p> <p><u>日。以下同じ。）の属する月（以下</u></p> <p><u>「出産予定月」という。）の前月</u></p> <p><u>（多胎妊娠の場合には、3月前）か</u></p> <p><u>ら出産予定月の翌々月までの期間</u></p> <p><u>（以下「産前産後期間」という。）</u></p> <p><u>のうち当該年度に属する月数を乗じ</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

て得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額
(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月

数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明

第24条の2 (略)

らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の西条市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）等の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第100号

西条市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例について

西条市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

西条市長 玉井敏久

西条市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例

西条市適応指導教室設置条例（平成29年西条市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p><u>西条市教育支援教室設置条例</u></p> <p><u>例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、次とおり<u>西条市教育支援教室</u>を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西条市教育支援教室いしづち</u></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>西条市教育支援教室ひうち</u></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第2条 <u>西条市教育支援教室</u>（以下「<u>教育支援教室</u>」という。）は、不登校児童及び生徒の<u>社会的自立及び学校復帰</u>を支援するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 <u>教育支援教室</u>に、教室長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、<u>教育支援教室</u>に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	名称	位置	<u>西条市教育支援教室いしづち</u>	（略）	<u>西条市教育支援教室ひうち</u>	（略）	<p><u>西条市適応指導教室設置条例</u></p> <p><u>例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、次とおり<u>西条市適応指導教室</u>を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>西条市適応指導教室いしづち</u></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>西条市適応指導教室ひうち</u></td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業）</p> <p>第2条 <u>西条市適応指導教室</u>（以下「<u>適応指導教室</u>」という。）は、不登校児童及び生徒の<u>学校生活への適応及び復帰</u>を支援するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 <u>適応指導教室</u>に、教室長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、<u>適応指導教室</u>に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	名称	位置	<u>西条市適応指導教室いしづち</u>	（略）	<u>西条市適応指導教室ひうち</u>	（略）
名称	位置												
<u>西条市教育支援教室いしづち</u>	（略）												
<u>西条市教育支援教室ひうち</u>	（略）												
名称	位置												
<u>西条市適応指導教室いしづち</u>	（略）												
<u>西条市適応指導教室ひうち</u>	（略）												

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 入室の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

提案理由

適応指導教室の名称を変更するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第101号

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

西条市長 玉井敏久

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年西条市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特定利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場</p>	<p>(特定利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場</p>

合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と

____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条（略）

2（略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前

合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、

「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」

____と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条（略）

2（略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前

節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中 _____

「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と _____

_____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第102号

西条市下水道条例及び西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例の
一部を改正する条例について

西条市下水道条例及び西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

西条市長 玉井敏久

西条市下水道条例及び西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(西条市下水道条例の一部改正)

第1条 西条市下水道条例（平成16年西条市条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(量水器の保管及び使用料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 使用日数が1月に満たないときの使用料については、<u>第16条第2項</u>の規定を準用する。</p> <p>別表第1 (第16条関係)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 西ひうち地区</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料 (1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td><u>155円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	種別	使用料 (1m ³ につき)	一般汚水	<u>155円</u>	<p>(量水器の保管及び使用料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 使用日数が1月に満たないときの使用料については、<u>第16条第3項</u>の規定を準用する。</p> <p>別表第1 (第16条関係)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>備考 (略)</p>
種別	使用料 (1m ³ につき)				
一般汚水	<u>155円</u>				

(西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年西条市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(各受益者の負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積に対し、次の表の左欄に掲げる事業ごとにそれぞれ右</p>	<p>(各受益者の負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積に対し、次の表の左欄に掲げる事業ごとにそれぞれ右</p>

欄に掲げる額を乗じて得た額とする。		欄に掲げる額を乗じて得た額とする。	
負担区名称	単位負担金額	負担区名称	単位負担金額 (1平方メートル 当たり)
西条第1負担区	224円 (1平方メートル 当たり)	西条第1負担区	224円
東予・丹原第1負担区	300円 (1平方メートル 当たり)	東予・丹原第1負担区	300円
東予・丹原第2負担区	300円 (1平方メートル 当たり)	東予・丹原第2負担区	300円
東予・丹原第3負担区	300円 (1平方メートル 当たり)	東予・丹原第3負担区	300円
西ひうち第1負担区	1,000円 (3.3平方メー トル当たり)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(西条市西ひうち下水道条例及び西条市西ひうち下水道事業分担金徴収条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 西条市西ひうち下水道条例(平成16年西条市条例第188号)

(2) 西条市西ひうち下水道事業分担金徴収条例(平成16年西条市条例第189号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際西条市特別会計条例(平成16年西条市条例第50号)の規定に基づく西条市ひうち地域振興整備事業特別会計に属する西条市西ひうち下水道に係る剰余金、債権、債務及び財産は、西条市公共下水道事業会計に帰属するものとする。

4 この条例の施行の日前に、附則第2項の規定による廃止前の西条市西ひうち下水道条例及び西条市西ひうち下水道事業分担金徴収条例の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、この条例による改正後の西条市下水道条例及び西条市公共下水道事業受益者負担に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

西条市西ひうち下水道を西条市公共下水道事業に統合するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第103号

西条市港湾施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

西条市港湾施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

西条市長 玉井敏久

西条市港湾施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(西条市港湾施設設置及び管理条例の一部改正)

第1条 西条市港湾施設設置及び管理条例(平成16年西条市条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(設置)			(設置)		
第2条 西条市が東予港(西条地区及び壬生川地区)に設置する施設は、次のとおりとする。			第2条 西条市が東予港(西条地区及び壬生川地区)に設置する施設は、次のとおりとする。		
施設の名称	位置	面積	施設の名称	位置	面積
			西条市1号	西条市壬生川	1,445
			上屋	1109番地	平方メート
				2	ル
(略)			(略)		
(使用料)			(使用料)		
第11条 施設の使用料は、次のとおりとする。			第11条 施設の使用料は、次のとおりとする。		
施設名	単位	使用料	施設名	単位	使用料
			上屋	長期使用1月1平方メートルにつき	310円
				一時使用1日1平方メートルにつき	13円
(略)			(略)		
2、3 (略)			2、3 (略)		

(西条市特別会計条例の一部改正)

第2条 西条市特別会計条例(平成16年西条市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)

<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 港湾上屋事業特別会計 港湾上屋事業</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>
---	--

(西条市港湾上屋事業整備基金条例の一部改正)

第3条 西条市港湾上屋事業整備基金条例（平成16年西条市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>西条市港湾施設整備基金条例</u></p> <p><u>例</u></p> <p>(設置)</p>	<p><u>西条市港湾上屋事業整備基金条例</u></p> <p>(設置)</p>
<p>第1条 東予港（壬生川及び中央地区）における港湾施設の新設及び改修に資するため、<u>西条市港湾施設整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p>	<p>第1条 東予港（壬生川及び中央地区）における港湾施設の新設及び改修に資するため、<u>西条市港湾上屋事業整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p>
<p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>西条市一般会計歳入歳出予算</u>（以下「予算」という。）に定めるところによる。</p>	<p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>西条市港湾上屋事業特別会計歳入歳出予算</u>（以下「予算」という。）に定めるところによる。</p>

<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。<u>ただし、災害により改修が必要となった場合又は市長が特に必要があると認める場合は、同条に規定する港湾施設以外の港湾施設の改修に充てるため、基金を処分することができる。</u></p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 西条市港湾上屋事業特別会計に係る令和5年度の出納整理及び決算の事務については、第2条の規定による改正後の西条市特別会計条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市港湾上屋事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市一般会計に帰属するものとする。

提案理由

令和5年度末をもって、西条市1号上屋の用途を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第104号

西条市消防団条例の一部を改正する条例について

西条市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

西条市長 玉井敏久

西条市消防団条例の一部を改正する条例

西条市消防団条例（平成16年西条市条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第4条 団員の定数は、 <u>1, 673人</u> とする。	(定員) 第4条 団員の定数は、 <u>1, 748人</u> とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

西条市消防団における消防団員定数の適正化を図るため、所要の条例改正を行うとするものである。

関係法令

消防組織法（昭和22年法律第226号）

（消防団員）

第19条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

議案第105号

西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例を廃止する条例について

西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

西条市長 玉井敏久

西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例を廃止する条例
西条市丹原ふるさと歴史館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第97号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

令和5年度末をもって、西条市丹原ふるさと歴史館の運営を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

報告第 2 1 号

市道東ひうち 1 号線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

市道東ひうち 1 号線の道路の段差による物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第9号

専決処分書

市道東ひうち1号線の道路の段差による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月13日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 27,377 円

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

市道東ひうち1号線の道路の段差による物損事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。